# News Release

#### 第一生命保険株式会社

T100-8411 果京都十代田区有架町 1-13-1
The Dai-ichi Life Insurance Company, Limited
13-1, Yurakucho 1-chome, Chiyoda-ku,
Tokyo 100-8411, Japan

www.dai-ichi-life.co.jp



2016年8月29日

# 法人向け新商品 *エクジード* の発売について

第一生命保険株式会社(社長:渡邉 光一郎)は、国内保険事業の成長戦略「一生涯のパートナー With Youプロジェクト」の一環として、2016 年9月 21 日より、<u>法人のお客さま</u>向けに5年ごと配当付生活障害年金定期保険「TOP PLAN エクシード U」を発売します。

【TOP PLAN エクシードUの特徴】

ポイント1 経営者の介護等のリスクに年金で備えることができる。

ポイント2 事業資金や退職慰労金等の確保に解約返還金をご活用いただける。(※1)

「TOP PLAN エクシード U」は、公的介護保険において要介護2以上と認定され、ご契約時に選択した年金支払期間中に生存している場合に生活障害年金をお支払いします。要介護状態により経営に携われなくなった場合の売上高の減少や運転資金の確保等を心配される経営者の皆さまにご安心いただける保険です。

契約年齢<sup>(※2)</sup>20歳から70歳までご加入いただくことができ、契約年齢<sup>(※2)</sup>20歳から39歳までの間にご加入の場合は、満40歳以降に対象となる公的介護保険において要介護2以上と認定されたときに加え、ご加入時以降満期までの間に身体障害者福祉法における1級の身体障害者手帳の交付を受けたときにも生活障害年金をお支払いします。<sup>(※3)</sup>また、契約年齢<sup>(※2)</sup>に関わらず、第1回の生活障害年金の支払日前に死亡された場合には1回分の年金額と同額の死亡保険金をお支払いします。

加えて、事業のための資金が必要となった場合や勇退時の退職慰労金の財源等に解約返還金をご活用いただけます。 (※1) 所定の範囲で「契約者貸付」をご利用いただけますので、保障を継続したまま急な資金ニーズにもお応えすることができます。

## 【仕組み図】

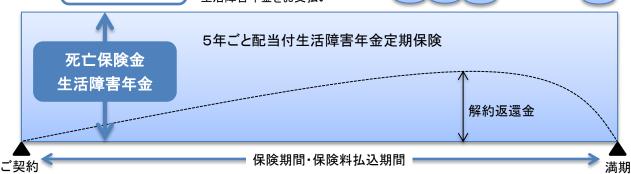
# 生活障害年金

生活障害年金の支払事由に該当せずに死亡された場合、

1回分の年金額と同額をお支払い

支払事由に該当した場合、 年金支払期間中生存している限り 生活障害年金をお支払い





- ※1 経過年月数によっては、解約返還金が全くないか、あってもごくわずかの場合があります。
- ※2 契約年齢とは、被保険者の年齢を契約日時点の満年齢で計算し、1年未満の端数については、6か月以下のものは切り捨て、6か月を超えるものは切り上げで計算した年齢のことをいいます。
- ※3 生活障害年金は、複数の支払事由に該当しても重複しては支払いません。

## 「TOP PLAN エクシードU」の概要

#### 【給付内容】

契約年齢により2つの型を取扱います。

契約年齢	契約の型	お支払いする 年金・保険金	支払事由	金額
20 歳 ~39 歳	障害·介護型	死亡保険金	第1回の生活障害年金の支払日前の保険期間中に 死亡したとき	1回分の年金額 と同額
		生活障害年金	つぎのいずれかの事由に該当したとき 【生活障害年金(障害)】 身体障害者福祉法における1級の身体障害者手帳 の交付を受け、年金支払期間中に生存している場合 【生活障害年金(介護)】 公的介護保険において要介護2以上と認定され、年 金支払期間中に生存している場合	年金額
40 歳 ~70 歳	介護型	死亡保険金	第1回の生活障害年金の支払日前の保険期間中に 死亡したとき	1回分の年金額 と同額
		生活障害年金	【生活障害年金(介護)】 公的介護保険において要介護2以上と認定され、年 金支払期間中に生存している場合	年金額

<sup>※</sup>生活障害年金と死亡保険金は重複しては支払いません。

#### 【年金支払期間】

生活障害年金の年金支払期間は5年・10年・15年のうちから選択いただきます。

※契約年齢によっては選択できない年金支払期間があります。

#### 【契約形態】

契約者=法人のみ取り扱います。

#### 【保険料例】

介護型・契約年齢 55 歳・80 歳満期・年金支払期間 10 年・年金額 500 万円・月払保険料(口座振替扱)

<u>~—                                    </u>	
男性	女性
40,645 円	39,825 円

公的介護保険の「要介護2以上」および身体障害者福祉法の「1級」の記載は、2016 年8月時点の法令等にもとづくものです。将来、法令等が改正された場合、これらの表現があてはまらなくなることがあります。

<sup>※</sup>生活障害年金は、複数の支払事由に該当しても重複しては支払いません。

<sup>※</sup>生活障害年金の支払事由に該当した場合、以後の保険料払込は不要となります。

### 【参考】公的介護保険について

高齢化の進展に伴い、日常生活に支障が出る要介護状態に該当する人は増加傾向にあります。

経営者が要介護状態に該当した場合、経営に携われなくなることが考えられます。その場合には企業の売上高の減少や それに伴う運転資金の確保が必要となり、それらをご準備いただけるのが「TOP PLAN エクシードU」の特徴です。

#### 【要介護(要支援)認定者数と要介護2以上認定者数の推移】



※厚生労働省「介護保険事業状況報告 月報 (暫定)」より算出

#### ※各年4月時点の要介護・要支援者の合計者数を掲載

#### 【公的介護保険について】

公的介護保険は満40歳以上が対象であるため、満40歳未満の方が要介護認定されることはありません。 また、満 40 歳から 64 歳の方は、介護保険法施行令に定めるつぎの特定疾病が原因のときに限り、要介護認 定の対象となります。満65歳以上の方は、原因を問わず要介護認定の対象となります。

#### 【40歳~64歳の方の要介護認定の対象となる特定疾病】

- 1. がん(がん末期) 2. 関節リウマチ 3. 筋萎縮性側索硬化症 4. 後縦靱帯骨化症 5. 骨折を伴う骨粗鬆症
- 6. 初老期における認知症 7. 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- 8. 脊髄小脳変性症 9. 脊柱管狭窄症 10. 早老症 11. 多系統萎縮症 12. 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎 症及び糖尿病性網膜症 13. 脳血管疾患 14. 閉塞性動脈硬化症 15. 慢性閉塞性肺疾患
- 16. 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

(介護保険法施行令 2016 年8月時点)

この資料は 2016 年9月 21 日より販売する商品の概要を説明したものであり、契約にかかるすべての事項を記載したものではなく、保険募集に際して使 用することを目的として作成されたものではありません。検討にあたっては専用のパンフレットおよび「保障設計書(契約概要)」など所定の資料を必ずお 読みください。また、契約の際には「重要事項説明書(注意喚起情報)」「ご契約のしおり」「約款」を必ずお読みください。

(登)C16P0268(2016.8.22)⑤